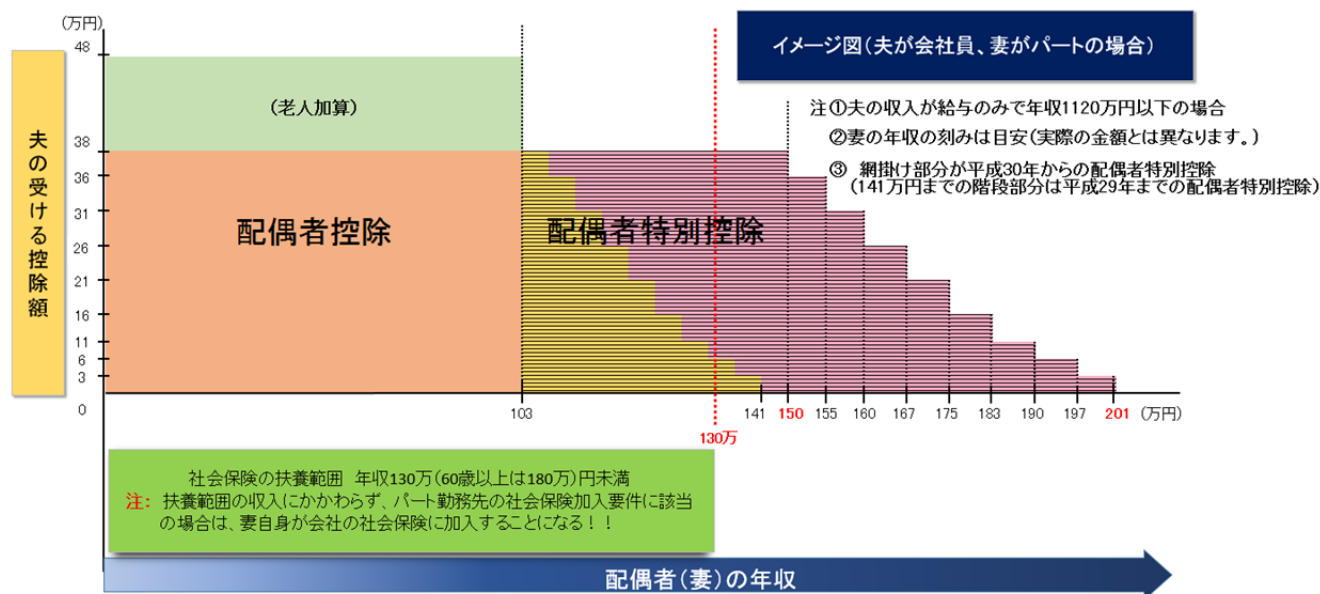


平成 30 年改正の配偶者控除等と社会保険について

平成 30 年から配偶者控除および配偶者特別控除の控除額が改正されます。平成 28 年 10 月から社会保険の特定適用事業所（500 人超の厚生年金保険被保険者数の適用事業所）においては、短時間労働者への適用拡大が始まっており、今回は、あらためて「税と社会保険」の配偶者の被扶養範囲について整理してみたいと思います。

下図で整理していきます。



平成 30 年以降も、配偶者控除の対象となる妻の年収は 103 万円以下となりますが、配偶者特別控除が 150 万円まで拡大されたことにより、年収 1120 万円以下の夫は、妻の年収が 150 万円以下の場合には 38 万円、妻の年収が 150 万円超 201 万円までは 3 万円から 36 万円の配偶者特別控除を受けられるようになります。（配偶者特別控除を受けられる夫の年収は 1220 万円以下の範囲で、年収により控除額は減減します。）

社会保険に関しては、パート収入額だけでみると、年収 130 万円未満であれば被扶養者の範囲（かつ、被保険者の 2 分の 1 未満の収入）ですが、勤務先の社会保険適用要件（週の所定労働時間および一月の所定労働日数が一般社員の 4 分の 3 以上の勤務）に該当する場合は、妻自身が勤務先の社会保険の被保険者となります。なお、平成 28 年 10 月から加入基準が従来の「おおむね 4 分の 3」から「4 分の 3」と明確になりました。

また、妻の勤務先が 500 人超の厚生年金保険被保険者数の適用事業所の場合は、4 分の 3 未満の就労でも、①週所定労働時間が 20 時間以上、②雇用期間が 1 年以上の見込み、③月額給与が 88000 円以上（残業手当等、除外される給与あり）、④学生でないといった要件に該当すると、やはり妻自身が勤務先の社会保険の被保険者となります。

税扶養、社会保険扶養から外れると会社の家族手当等にも影響が考えられますので、今回の税制改正を踏まえて、会社の従業員には、扶養している配偶者の働き方を再確認いただくことをお勧めします。

（文責 Y.M）